

動 畜 第 2 8 9 3 号  
平成 21 年 3 月 30 日

大阪府環境審議会  
会長 南 努 様

大阪府知事 橋



四條畷鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 9 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができます。

本府では「第10次鳥獣保護事業計画」（計画期間：平成19年度～23年度）において、平成21年度に四條畷市域において森林鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定をすることを計画しており、当該鳥獣保護区の指定にあたり、同法第28条第9項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。